

花見会計事務所だより No.81



インボイス制度が開始すると適格請求書発行事業者は原則インボイスの交付と保存が義務付けられます。

このインボイスの交付には適格請求書だけではなく、値引きや返品等に係る適格返還請求書もあります。今回はこの適格返還請求書についてみていきましょう。

適格請求書発行事業者は、課税事業者に返品や値引き等の売上に係る対価の返還等を行う場合、**適格返還請求書を交付する義務**が課されています

これに関して実務上で厄介なのが**振込手数料を売手側が負担した場合の値引き**です。このような場合にはわざわざ請求書に値引きを記載しないで請求金額のみを記載した請求書のみを発行している場合があります。

そのような場合、インボイス制度が開始すると、**振込手数料の値引きについて原則、適格返還請求書の発行**をしなければなりません。

請求書（値引分） ××年12月10日

（株）〇〇御中

既請求金額について、下記のとおり値引きいたします。

値引額 11,000円

品名	単価	数量	金額
値引き（振込手数料相当額（消費税10%））	▲550	20	▲11,000
値引額合計			▲11,000

備考
請求書No.001～020（××年11月1日～11月30日請求分）に係る振込手数料相当額

（株）△△
登録番号 T1234...

【記載事項②】

売上対価の返還の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日



【記載事項③】

売上対価の返還の基となった課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

なお、当月の請求書に前月分の手数料値引きが記載されている場合は不要です。（いつの請求に対する値引きか等、適格返還請求書の記載事項をすべて満たしている必要があります）

適宜の方法で交付が必要となる点に注意が必要となります。

【阿藤より一言】

コロナの第7波がまた来ているようです。この暑さの中でもマスクをしなきゃなのでしょうか…、水分補給など熱中症対策をしながら乗り切りましょう。



花見会計事務所

TEL:026-248-7500
MAIL:info@hanami-kaikai.jp
URL:http://hanami-kaikai.jp